

# 学習支援費について

お子様のクラブ活動費にあてていただく「学習支援費」は、一律に支給されるのではなく、ご家庭から申請をいただき、市役所で支給対象となるか審査をしてから、基準額の範囲で支給されますので、必ず申請をお願いします。

R5. 4. 1改

基準額（年間上限額）：	小学生	1学年あたり	年額16,000円以内
	中学生	1学年あたり	年額59,800円以内
	高校生	1学年あたり	年額84,600円以内

申請手続：申請にあたっては、必要となる金額がわかる学校からの書類や、チラシなどを持参して下さい。（先に金額がわからない場合などは、購入後に領収書などで金額を確認し、お金をお渡しします。）

※ 領収書は、交通費や部費などの取りにくいものであれば提出の必要はありません。

学校の教育活動として実施されるクラブ活動や部活動以外に必要な費用も対象となる場合があります。手続の詳細については、担当のケースワーカーにご確認ください。

※ アルバイト収入などがある場合は収入として認定せずに、その分クラブ活動の費用に使うことができます。アルバイト収入などがある場合にはケースワーカーにご相談ください。

## <支給対象となる費用>

### ①運動部で使うもの

グローブ、バット、サッカーボール、テニスラケット、卓球ラケット、剣道着、竹刀、柔道着、水着、水泳用ゴーグル、競技用靴、ユニフォーム、練習着、スポーツバックなどの購入費用

### ②文化部で使うもの

楽器、カメラ、画材道具一式、書道用具一式、演劇に伴う衣装代、料理に伴う道具一式などの購入費用

### ③消耗品類

競技用アンダーウェア、競技用靴下、サポーター用具、楽器用マウスピース・リード、絵の具、スケッチブックなどの購入費用（ただし、スポーツドリンク等の食料品を除く。）

### ④その他

- ・部費
- ・クラブ活動に伴う交通費
- ・大会参加費用（参加費、交通費及び宿泊費を含む。）
- ・合宿費用（交通費及び宿泊費を含む。）